

現 場 説 明 書

- 1 工 事 名 令和元年度三和分署車庫建設工事
- 2 工事場所 古河市仁連字上高野 2070 番 1 の一部、2070 番 4 の一部
- 3 発 注 者 茨城西南地方広域市町村圏事務組合 管理者 針 谷 力
- 4 工 期 契約日の翌日から（議会の議決を要する場合は、本契約日の翌日から）
ア 令和 2 年 3 月 2 5 日 まで
イ 日間
- 5 支 給 材 料 及 び 貸 与 品（建設工事請負契約書約款第 15 条）
ア 有 無
- 6 か し 担 保（建設工事請負契約書約款第 44 条第 2 項）
ア ① 1 年 ② 1 0 年
 ① 2 年 ② 1 0 年
約款抜粋
2 前項の規定によるかしの修補又は損害賠償の請求は、第 31 条第 4 項又は第 5 項（第 38 条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による引渡しを受けた日から①年以内に行わなければならない。ただし、そのかしが乙の故意又は重大な過失により生じた場合には、請求を行うことのできる期間は②年とする。
- 7 契 約 の 保 証（建設工事請負契約書約款第 4 条）
 次のいずれかによる金銭的保証（請負金額の 1 0 分の 1 以上の保証）
① 契約保証金の納付
② 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供（利付き国債のみ）
③ 当該契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関又は公共工事の前払金保証事業に関する法律に規定する保証事業会社の保証
④ 当該契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
⑤ 当該契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結（保険証券を発注者に寄託）
イ 役務的保証（請負代金額の 1 0 分の 3 以上の保証）
① 瑕疵担保特約の付いた公共工事履行保証証券による保証
ウ なし
- 8 火災保険等（建設工事請負契約書約款第 51 条）
 有
次の内容の保険へ加入し、証券の写しを提出すること。
【 工事の施工に伴い、第三者に与える損害をてん補する保険 】
イ 無
- 9 支 払 条 件
(1) 前 払 金 契約金額が 500 万円未満については、対象外。
契約金額が 500 万円以上は前払金 4 0 % 以内、中間前払金は 2 0 % 以内。
※ 茨城西南地方広域市町村圏事務組合公共工事の前払金に関する要綱の定めるところによる。
(2) 部 分 払 無
イ 有 (回) 年 月末の出来高に対し、
年 月末に支払う。
- 10 質 疑 応 答
(1) 質 問 受 付
日 時 令和元年 1 0 月 1 0 日（木）
 午前 午後 1 0 時 ~ 午前 午後 0 時まで
宛 名 茨城西南地方広域市町村圏事務組合 管理者
提出先 消防本部 企画課 担当者 松島・鈴木 FAX 0280-47-0084 TEL 0280-47-0126
(2) 質 問 回 答
日 時 令和元年 1 0 月 1 7 日（木）
 午前 午後 1 0 時 ~ 午前 午後 3 時まで
方 法 ア 入札参加者全員に FAX にて回答する。
 質問者には FAX にて回答する。その他の者は、消防本部 企画課 窓口にて閲覧とする。

- 注) 1, 質疑は、所定の質疑応答書にて行い、住所、社名、代表者名を記入の上捺印しFAXすること。
2, 質疑のない場合は、提出不要。

11 特記事項

- (1) 茨城西南地方広域市町村圏事務組合財務等に関する規則、茨城西南地方広域市町村圏事務組合建設工事執行規則、該当する共通仕様書（茨城県土木部発行『建設工事必携』、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修『公共建築工事標準仕様書(建築工事編)』、『公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)』、『公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)』、『公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)』、『公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編)』、『公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編)』の最新版他、当該工事に該当する仕様書等)、その他関係法令を遵守すること。
- (2) 本工事に使用される仮設用水及び電力は、請負者の負担とし、公害等の諸問題の処理は、責任をもって行う事。
- (3) 設計内訳書にある数量等は、参考数量とし、あくまでも設計図書にて見積をされたい。
(建築工事・電気設備工事・機械設備工事)
- (4) 工事期間中特に騒音及び振動に対して配慮すること。
- (5) 材料の搬入及び運搬等で過積載はしないこと。
- (6) 現場付近の物件について損傷が生じた場合は、請負業者の責任において復旧すること。
- (7) 安全管理には、十分注意すること。

交通誘導員の定義は下記のとおりである。

交通誘導員A：警備業者の警備員（警備業法第2条第4項に規定する警備員をいう。）で、交通誘導警備業務（警備員等の検定等に関する規則第1条第4号に規定する交通誘導業務をいう）に従事する交通誘導業務に係る1級検定合格警備員又は2級検定合格警備員

交通誘導員B：警備業者の警備員（警備業法第2条第3項に規定する警備員をいう。）で、交通誘導警備員A以外の交通誘導に従事するもの

- (8) 受注業者は、建設工事で契約金額500万円以上の場合、工事实績情報サービス(CORINS)に基づき、「登録のための確認のお願い」を作成し監督職員の確認を受けたうえ、受注時・変更時及び完成時に契約締結後（工事完成後）、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録機関に登録申請をすること。訂正時（登録済内容の入力ミスや入力漏れ）は、適宜、登録機関に訂正登録申請をすること。なお、変更登録は、工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、工事請負金額のみの変更の場合は、原則として変更登録を必要としない。

ただし、工事請負金額500万円以上1,000万円未満の工事については、受注・訂正時のみ登録とする。

※手続に関する問い合わせ先

〒107-8416 東京都港区赤坂7丁目10番20号

アカサカセブンスアベニュービル4階

(財)日本建設情報総合センター内 コリンズ・テクリスセンター ☎ 03-3505-0452

- (9) 受注業者は、建設工事で契約金額500万円以上の場合、建設業退職金共済制度に加入し、発注官公庁用掛金収納書（原本）を貼り付けした建設業退職金共済証紙購入状況報告書を提出すること。

(10) 建設リサイクル法

ア 対象建設工事

イ 対象建設工事（請負金額1億円以上の場合）

ウ 対象建設工事（請負金額500万円以上の場合）

Ⓔ 対象とならない

分別解体等・再資源化等〔建設リサイクル法の対象建設工事〕

1. 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。）に基づき、分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における分別解体等・再資源化等については、「別紙1」の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「6 解体工事に要する費用等」に定める事項は契約締結時

に発注者と請負者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上条件明示した「別紙1」の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。

ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件によりがたい場合は、監督職員と協議するものとする。

2. 請負者は、分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条に基づき、以下の事項を書面に記載し、別添様式1により監督職員に報告することとする。

- ・ 再資源化等が完了した年月日
- ・ 再資源化等をした施設の名称及び所在地
- ・ 再資源化等に要した費用

(11) 中間状況点検

当初の請負金額が500万円未満は原則中間状況点検を実施する。

(12) 工事保険（火災保険等）の保険期間については、1請負工事ごとの個別契約方式による場合は、契約日の翌日から引渡し日（目安として契約書の工期末日+2週間）とする。

(13) 工事期間中は施設において通常業務を行っていることから、工事日程、作業範囲に制限を受ける場合があるので、監督職員と協議し仮設計画を立てること。また、施設等の利用者及び関係者への安全確保に十分に配慮し、工事現場内外の清掃を定期的に行うなど、安全かつ健全な施設運営に最大限協力すること。

(14) 工事期間中、危険と思われる箇所については、稼動柵、立入禁止の表示、立札を設置し、夜間は必要に応じ注意灯の設置等の措置を講じること。

(15) 工事による紛争、苦情等が生じた場合の交渉は請負者において行い、苦情補償問題が発生した場合は、請負者の責任と負担により誠意ある解決を果たすこと。

(16) 振動、騒音を伴う工事については、その防止対策を講ずると共に、作業時間については監督職員と十分な協議を行い、関係法令に抵触することがないように、十分に配慮し作業を行うこと。

(17) 工程会議は適宜実施し、議事録は施工者が取りまとめること。

(18) 工事金額の見積りにあたっては、敷地条件、関係法令、その他工事の進捗に影響を与え得る事項を十分に考慮すること。法的な制限、工事車両に対する規制等に伴う工事金額の追加及び工期の延長は認めない。

(19) 工事金額には本工事を完成するために必要な全ての工事費及び租税公課を含むものとする。見積り落ち、計算の誤りなどに対する工事内容の変更又は工事金額の追加は認めない。

(20) 工事施工に必要な関係官公署等への諸手続きは、請負者において迅速に処理し、これらの諸手続きに要する費用は請負者の負担とする。

(21) 工事を進めるために必要な軽微な工事については、設計図書、参考数量内訳書に記載がなくても行うこと。

(22) 工事期間中に他工事との日程、作業範囲に制限を受ける場合があるので、他工事の業者との協議・調整を実施し円滑に工事が行えるようにすること。

(23) 現場代理人の兼務

ア 兼務可（下記条件をすべて満たした場合）

- ・ 当初及び変更後の1件の請負金額3,500万円（建築一式工事7,000万円）未満であること。
※ ただし、各発注者が認めた場合はこの限りではない。
※ 工事個所間距離が10km程度以内であること。
- ・ 各発注者が認めた場合であること。（国、県、地方自治体等、他民間工事を含む）
- ・ 自社社員による連絡員の選任及び各発注者への届出（通知）をすること。
- ・ 現場説明書や仕様書等にて、兼務不可となっていないこと。
- ・ 該当工事を含め2件までであること。

イ 兼務不可

(24) 主任技術者の兼務

ア 兼務可（但し、建設業法第26条第3項に該当する場合（1件の請負金額3,500万円（建築一式工事7,000万円）以上の場合）は、下記条件をすべて満たすこと。）

- ・ 工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事であること。（元請、下請を問いません）
- ・ 工事個所間距離が10km程度以内であること。
- ・ 各発注者が認めた場合であること。（国、県、地方自治体等、他民間工事を含む）
- ・ 各発注者に主任技術者兼務届の届出をすること。
- ・ 現場説明書や仕様書等にて、兼務不可となっていないこと。

- ・ 該当工事を含め2件までであること。

※ 監理技術者を配置している場合には兼務不可となります。

イ 兼務不可

(23) 及び (24) における兼務事前審査書の提出回答窓口は事務局とする。
また、契約締結後の兼務届出書においては、現場代理人・主任技術者選任通知書と併せて工事主管課への届出とする。